

第166期定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社フェイスの定款の定め

株式会社フェイスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

日本コロムビア株式会社

法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://columbia.jp/company/>) に掲載することにより、株主のみなさまへ提供しております。

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 5社
主要な連結子会社の名称
コロムビア・マーケティング株式会社、コロムビアソングス株式会社
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称
持分法を適用した関連会社の数 2社
会社等の名称
株式会社フューチャーレコーズ、株式会社TYMS PROJECT
株式会社TYMS PROJECTについては、平成28年12月28日に株式を取得したことにより、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
・時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
・商品及び製品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・仕掛品、原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
（主な耐用年数）
建物及び構築物 15年～18年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 返品調整引当金
将来の返品による損失に備えるため、総売上高に対する返品実績率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度より費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理することとしております。
- (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

〔追加情報〕

(株式交換契約の締結)

当社および株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）は、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会において、フェイスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本株式交換の目的

当社およびフェイスは、急速に変化していく事業環境の中で、資本面・事業面の一元化を進め、両社の技術・人材を効率的に活用していくことを目指しています。本株式交換により、ユーザーサイドとアーティスト等のコンテンツ制作者サイド双方に対して新たな事業手法を導入していくために必要な投資を、機を逸することなく果敢に行い、これまで以上に新たなサービス・新市場を創出して両社の企業価値をさらに向上させてまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結日（両社）	平成29年3月28日
本株式交換契約承認時株主総会開催日（当社）	平成29年6月23日（予定）
本株式交換契約承認時株主総会開催日（フェイス）	平成29年6月29日（予定）
最終売買日（当社）	平成29年7月26日（予定）
上場廃止日（当社）	平成29年7月27日（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	平成29年8月1日（予定）

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	フェイス	当社
本株式交換に係る割当比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	フェイスの普通株式：3,900,834株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

当社の株式1株に対して、フェイスの普通株式0.59株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

フェイスは、本株式交換に際して、本株式交換によりフェイスが当社株式（ただし、フェイスが保有する当社株式は除きます。）の全てを取得する直前時における当社株主の皆様（ただし、フェイスを除きます。）に対し、保有する当社株式に代えて、保有する当社株式の数の合計に0.59を乗じて得た数のフェイス株式を交付いたします。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率の算定に当たっては、当社は、第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティングを、また、法務アドバイザーとして岩田合同法律事務所を選定し、一方、フェイスは、第三者算定機関として野村證券株式会社を、また、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定しました。

株式会社ブルータス・コンサルティングは、当社およびフェイスの双方について、市場株価法、類似会社比較法およびDCF法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

野村證券株式会社は、当社およびフェイスの双方について、市場株価平均法およびDCF法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

これらの算定結果および法務アドバイザーの助言を参考に、当事者間で協議し株式交換比率を決定いたしました。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、当社およびフェイスから独立した外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、本株式交換に応じることが当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問しました。手続き上の利益相反回避措置の説明、算定結果その他の検討資料を前提として、当社が本株式交換に応じることが当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を第三者委員会より受領しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額 1,188百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 13,512,870株
2. 配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 22,000株

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたもので、返済期限は3年以内であります。リース債務は、主に設備投資及び運転資金の調達を目的としたもので、償還期限は1年以内であります。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ② 市場リスクの管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
適時に必要な資金を把握し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
2. 金融商品の時価等に関する事項
平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照ください。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	5,927	5,927	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*2)	1,765 △3		
(3) 投資有価証券	1,762	1,762	—
其他有価証券	9	9	—
(4) 長期未収入金 貸倒引当金 (*2)	66 △66		
(5) 支払手形及び買掛金	—	—	—
(6) 短期借入金	(989)	(989)	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(290)	(290)	—
(8) リース債務 (短期)	(284)	(284)	—
(9) 未払金	(4)	(4)	—
(10) 未払印税	(824)	(824)	—
(11) 未払法人税等	(1,791)	(1,791)	—
(12) 長期借入金	(231)	(231)	—
	(160)	(158)	1

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金、並びに長期未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期未収入金

これらの時価について、回収見込額等により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、

(8) リース債務 (短期)、(9) 未払金、(10) 未払印税、並びに (11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額261百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 289円76銭 2. 1株当たり当期純利益 122円77銭

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 - 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品及び製品
 - 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・仕掛品、原材料及び貯蔵品
 - 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - （主な耐用年数）
 - 建物 15年～18年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

-
- (2) 返品調整引当金
将来の返品による損失に備えるため、総売上高に対する返品実績率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を発生事業年度より費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

〔追加情報〕

（株式交換契約の締結）

当社および株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）は、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会において、フェイスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

詳細につきましては、連結注記表 [追加情報]をご覧ください。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,185百万円	2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
		短期金銭債権	2,222百万円
		長期金銭債権	9百万円
		短期金銭債務	480百万円
		長期金銭債務	12百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	4百万円
仕入高	32百万円
その他営業取引	2,083百万円
営業取引以外の取引高	516百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	25,550株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の主な発生原因は、繰越欠損金、たな卸資産評価損等であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	コロムビア・ マーケティング 株式会社	100.00% (一)	音楽、映像ソフト等の企画、販売 役員の兼任	当社製品の 販売委託高	11,865	売掛金	1,975
				業務委託 手数料収入	73	未収入金	153
				当社製品の 販売手数料 (注1)	2,013	未払金	413
子会社	コロムビアソングス 株式会社	100.00% (一)	音楽著作権の取得 被債務保証 役員の兼任	当社銀行借 入に対する 被債務保証 (注2)	極度額 500	未収入金	88
関連会社	株式会社 フューチャーレコー ズ	33.00% (一)	役員の兼任	資金の貸付	—	長期 貸付金 (注3)	9

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 販売手数料については「販売委託契約書」の定めによるものであります。

(注2) 当社は、銀行からの借入に対してコロムビアソングス株式会社より債務保証を受けております。なお、被保証債務の金額は極度額を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

(注3) 長期貸付金に対し、8百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において0百万円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 231円60銭 2. 1株当たり当期純利益 119円91銭

定 款

株式会社フェイス

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社フェイスと称し、英文では、Faith, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェアおよびコンピュータネットワークシステムの設計、開発、ライセンス、販売、運用、保守およびコンサルティング
- (2) コンピュータ、コンピュータ周辺機器、事務機器、通信機器、電子音響機器および楽器の仕入れ、製造および販売
- (3) コンテンツ配信技術の開発、ライセンスおよびコンサルティング
- (4) 工業所有権およびノウハウの取得、実施、保全およびライセンス
- (5) 映像、音楽、ソフトウェア、データの制作、利用、配信、販売およびライセンスならびにこれらに係る著作物の利用の開発
- (6) 映像・音楽に係る原盤（コンパクトディスク、ビデオ等を含む）その他の媒体の企画、製作、販売および許諾
- (7) 映像および音楽に係る著作権等の財産権の取得、譲渡、貸与および管理
- (8) 音楽等エンタテインメント事業の企画および制作
- (9) アーティストの育成およびマネジメント
- (10) 楽譜、書籍等の出版業（電子出版を含む）
- (11) キャラクターの企画、開発およびデザインのライセンス
- (12) インターネットを利用したゲームの配信
- (13) 化粧品および美容・健康関連商品の企画、販売
- (14) 美容・健康食品の企画、販売および当該商品の店舗運営
- (15) 食料品、栄養補助食品、清涼飲料水の企画、販売
- (16) インターネット、携帯情報端末機を利用した医療および健康情報の管理・運営・配信サービス
- (17) 医療および健康に関するイベントの企画および実施
- (18) 医療および健康関連商品、介護用品の販売およびリース
- (19) 通信販売業務
- (20) 電子商取引（インターネット等による商品販売）
- (21) 有料職業紹介および労働者派遣事業
- (22) 経営上必要と認める会社の事業への投資、金銭の貸付、債務の保証、経営指導および業務受託
- (23) 広告代理業務

- (24) ショールーム、多目的ホールおよび文化教室の運営および管理
- (25) 電子マネーを用いた会員向けポイントカード、プリペイドカードの発行、販売および管理
- (26) 不動産の賃貸借
- (27) 子会社に対する経営管理、財務管理、人事労務管理、広報、法務・知的財産管理および総務の指導ならびに関連事務処理の受託
- (28) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、19,900,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインター

ネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

- 第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償契約の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

- 第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第 30 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償契約の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第 38 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当金および基準日)

第 39 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

制 定：平成 4 年 10 月 9 日
改 定：平成 9 年 9 月 17 日
改 定：平成 11 年 12 月 27 日
改 定：平成 12 年 2 月 7 日
改 定：平成 12 年 6 月 29 日
改 定：平成 13 年 6 月 21 日
改 定：平成 14 年 1 月 7 日
改 定：平成 14 年 6 月 27 日
改 定：平成 15 年 6 月 27 日
改 定：平成 16 年 5 月 20 日
改 定：平成 16 年 6 月 29 日
改 定：平成 17 年 6 月 29 日
改 定：平成 17 年 9 月 26 日
改 定：平成 18 年 6 月 29 日
改 定：平成 19 年 6 月 28 日
改 定：平成 20 年 6 月 27 日
改 定：平成 21 年 6 月 26 日
改 定：平成 23 年 6 月 29 日

改 定：平成 24 年 6 月 28 日

改 定：平成 25 年 6 月 27 日

改 定：平成 27 年 6 月 26 日

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

国内の情報通信分野においては、スマートフォンやタブレット型多機能端末の普及が一層進みフィーチャーフォンが減少するなか、平成28年10月から12月までのスマートフォンからのインターネット平均利用者数は前年同期比13%増の5,897万人と引き続き増加しており(※1)、スマートフォンへの切り替えに伴うサービスの変容が引き続き求められています。

音楽コンテンツ市場においては、平成28年の国内音楽ソフト売上高はほぼ横ばいながら2,985億円と減少いたしました。また、有料音楽配信の売上は前年同期比12%増の529億円となりましたが(※2)、月額定額料金で音楽が聴き放題になるサブスクリプションサービスがシングルトラック(1曲ごとのダウンロード)の売上を初めて上回るなど、音楽を楽しむ環境が変化しており、今後も消費者の嗜好やライフスタイルに合わせたサービスを機敏に提供していくことの重要さが増えています。

※1 ニールセン株式会社「DIGITAL TRENDS 2016」

※2 一般社団法人日本レコード協会「日本のレコード産業2017」

このような環境の下、当社は、創業以来コンテンツのデジタル流通に注力してきた取組みを活かし、引き続き『マルチコンテンツ&マルチデバイス戦略(様々なコンテンツを、必要などきに、必要な場所で楽しむことができる環境の創造)』を推進し、インターネット上に溢れる情報を収集、整理し、付加価値を高めてユーザーに提供するプラットフォームの開発など市場環境の変化に応じた新規サービスの展開に取り組んでまいりました。

また、当社は、平成29年3月1日付で、株式会社ドリーミュージックの過半数の株式を取得し、同社を新たにフェイス・グループに迎え入れました。株式会社ドリーミュージックは、平成13年に設立された日本レコード協会加盟のメジャーレーベルであり、加山雄三、森山良子、小野リサをはじめ、ファンキーモンキーベイビーズ、平原綾香など、J-POPを代表する多数のアーティストを輩出するとともに、アニメレーベルFeel Mee(フィールミー)においては、「新テニスの王子様」を中心に多くのファンに支持されています。当提携により、フェイス・グループが進めるアーティスト向けプラットフォーム事業やアーティストの育成・開発、楽曲制作、宣伝・販売などの事業に対する相乗効果を発揮してまいります。

当社グループの当連結会計年度の業績については、主要な売上である既存配信サービスの売上は引き続き減少しているものの、市場環境に応じた新たなサービスの投入のほか、連結子会社である日本コロムビア株式会社の業績が好調に推移したことにより、売上高は前期比3.1%増の20,795百万円、営業利益は前期比14.6%増の1,757百万円、経常利益は前期比0.6%増の1,539百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11.5%減の571百万円となりました。

また、平成29年3月28日付で、当社を株式交換完全親会社とし、日本コロムビア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを両社の取締役会で決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、当社においては平成29年6月29日、日本コロムビア株式会社においては平成29年6月23日にそれぞれ開催予定の定時株主総会の決議による株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。当社が日本コロムビア株式会社を完全子会社化することにより、フェイス・グループにおける音楽業界の変革期に対応する創造力を一層強化でき、日本コロムビア株式会社の企業価値向上に資するものであるのみならず、フェイス・グループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であると考えております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、株式会社ドリーミュージックを連結子会社としたことにより、当連結会計年度から報告セグメントの名称について、コロムビア事業に同社を加え、レーベル事業としております。

<コンテンツ事業>

コンテンツ事業においては、スマートフォンなどの普及や音楽視聴スタイルの変化など市場環境に応じた新たな商品開発を積極的に進めているほか、多様化する収益源の獲得に向けてプラットフォーム化などを行うとともに、既存の事業を含めたサービス内容や市場性の結果検証を行い、機能の改善や各サービスの連動など、より付加価値を高める施策を推進しております。

「FaRao PRO」は、業務用BGMの提供のみならず、店舗のブランディングを提案するソリューションやアナウンス機能など、店舗運営に必要な機能拡充、営業活動を積極的に展開しております。日本でのサービスを基盤として、フランス、インドネシアにおいて「FaRao PRO」事業を開始しており、今後とも、国内外において新たなBGM市場の創造と活性化を目指してまいります。

アーティスト向けプラットフォーム「Fans!」は、オフィシャルサイトの構築、楽曲・映像配信、アーティストグッズの販売、ファンクラブ運営などアーティスト活動に必要な機能の拡充を行っております。より多くのアーティストが作品や情報を自由に発信できるサービスとして、利用者の獲得、拡大を目指すとともに、使いやすさの追求等サービス品質の向上に努めてまいります。

この結果、コンテンツ事業の売上高は、市場環境の変化に合わせた新たなサービス展開を積極的に進めたものの、フィーチャーフォン向けサービスの売上減少により前期比3.2%減の4,405百万円となり、営業損失は56百万円（前期は営業利益128百万円）となりました。

<ポイント事業>

ポイント事業においては、新規事業の立ち上がりの遅れがあるものの、ポイントカード加盟店でのポイント発行が堅調に推移し、セルフリキデーション(※3)事業も好調であったことにより、売上高は前期比4.6%増の2,413百万円となりました。一方、営業利益は、販売費及び一般管理費が人材投資等で増加したことにより前期比56.8%減の85百万円となりました。

※3 シールなどのポイントを貯めて、様々な商品を割引価格で購入できるキャンペーン

<レーベル事業>

レーベル事業においては、音楽市場の縮小に伴う音楽・映像関連業界の厳しい環境の下、パッケージ商品に依存している状況からの脱却を図るため、新規事業強化への構造改革が急務であるという認識に基づき、成長分野への経営資源の集中投下を進めております。

業績につきましては、日本コロムビア株式会社のアニメ関連作品、ゲームソフトおよびアーティストマネジメント関連事業の売上が好調に推移したことなどにより、売上高は前期比5.0%増の13,975百万円となりました。損益につきましては、売上の増加に加え、利益率の高い過年度発売作品の売上が堅調に推移したことなどにより、営業利益は前期比43.8%増の1,728百万円となりました。

※本文書に記載されている商品・サービス名は当社の日本またはその他の国における商標または登録商標です。

セグメント別売上高

セグメントの名称	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率
コンテツ	千円 4,549,915	% 22.6	千円 4,405,641	% 21.2
ポイント	2,306,938	11.4	2,413,712	11.6
レ－ベル	13,306,673	66.0	13,975,720	67.2
合計	20,163,527	100.0	20,795,074	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度におきましては、特記すべき設備投資を行っておりません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達を行っておりません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、平成29年3月1日をもって、株式会社ドリ－ミュージックの株式を取得いたしました。これにより同社および同社子会社2社を連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第22期	第23期	第24期	第25期 (当連結会計年度)
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売 上 高(千円)	6,340,217	19,597,063	20,163,527	20,795,074
経常利益または 経常損失(△)(千円)	586,239	△862,635	1,529,473	1,539,004
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	403,785	△3,340,479	646,004	571,938
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	35円44銭	△295円46銭	63円86銭	57円95銭
総 資 産(千円)	29,887,271	25,835,139	24,712,183	26,959,552
純 資 産(千円)	22,340,267	17,723,169	16,829,810	18,066,579
1株当たり純資産額	1,825円44銭	1,540円23銭	1,576円18銭	1,626円59銭

(注) 第23期は、日本コロムビア株式会社の連結子会社化によりレーベル事業の売上高および損益が加わり、売上高は19,597,063千円と増加し、経常損失は862,635千円、親会社株主に帰属する当期純損失は3,340,479千円となりました。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業
株 式 会 社 フェイス・ワンダワークス	100百万円	100.0%	コンテンツ事業
株 式 会 社 エンターメディア	100百万円	100.0%	コンテンツ事業
ジャパンミュージック ネットワーク 株 式 会 社	200百万円	87.5%	コンテンツ事業
グッディポイント 株 式 会 社	100百万円	100.0%	ポイント事業
日 本 コ ロ ム ビ ア 株 式 会 社	1,000百万円	51.8%	レーベル事業

(4) 対処すべき課題

国内のコンテンツ産業は、次々と出現する新たな発想による技術や情報伝達手段等により成長を続けております。また、これに伴いユーザーニーズの多様化・複雑化もさらに加速し、市場では無料配信をはじめとする種々雑多なコンテンツが氾濫しております。当社グループは、グループシナジーの追求とグループ全体での効率的な事業運営を行うとともに、市場環境に対応した付加価値の高い優良なコンテンツをネットワークや情報端末にとらわれず横断的に提供することを目指し、以下の施策を実行してまいります。

<コンテンツ事業>

当社グループは、これまで蓄積してきた技術・ノウハウと独自のビジネスソリューションを基に、各方面の有力企業との提携等を通じて、コンテンツ権利者、配信事業者、ユーザーにメリットのある流通のしくみを開発することで、新たなマーケットを創造してまいります。その実現のため、自社でのコンテンツ制作はもちろん、コンテンツ権利者との提携による制作・プロデュースと、ユーザーとの接点強化のためのユーザーリーチの増大に努めてまいります。

また、当社グループは、創業以来、「様々な情報端末を利用して、コンテンツを配信するビジネスを構築すること」を事業の柱に据えてまいりました。今後も、コンテンツ権利者、配信事業者、ユーザーそれぞれにとって有用な新しいサービスのしくみを開発し、必要となる端末組み込み技術、配信システム技術等のテクノロジーを用いたプラットフォームを構築することにより、新しいコンテンツ流通のしくみを創出してまいります。

<ポイント事業>

小売業が中心であったこれまでのポイントサービスは、近年、業種の垣根を越えたポイントの相互利用等のアライアンスが進行中であり、ポイントサービス間の競争が激化しております。このような状況において、当社グループは、O2O（オーツーオー：Online to Offline）を含む、新たなポイントサービス事業を創造してまいります。そのための開発の低コスト化や、簡便性向上などを通じたポイントサービスの顧客満足度向上、およびその実現のための提案力強化等を課題として認識し、戦略的な取り組みを進めてまいります。

<レーベル事業>

レーベル事業につきましては、音楽・映像関連業界の厳しい環境の下、企画した音源や映像などのコンテンツに基づく商品を主として販売する市販/配信事業においては、ヒットアーティストの育成・ヒット作品の創出によるアーティストラインアップの充実、豊富なカタログ音源の活用およびエンタテインメント事業における新規事業の拡大に経営資源を集中することにより、事業効率を高め、収益性を向上させてまいります。

制作した音源や映像を二次利用したコンテンツを販売する特販/通販事業のうち、特販事業においては、引き続き既存の取引先との関係を強化するとともに、新規販売チャネル、新規取引先の開拓を進めてまいります。また、豊富なコンテンツを有効活用することにより、シニア向け、団塊世代向けの商品をはじめとする企画商品を充実させ、音源の多角的事業展開を図ってまいります。

また、通販事業においては、「受注」「決済」「配送」などの通販業務を一貫して効率的に運用できるフルフィルメントシステムにより、効率的に事業を展開しております。さらに、他のレコード会社と同システムを活用する業務提携を行うことで、新規販売先の獲得および業務管理手数料などの新たな収益の獲得に成功しております。今後も、同様の業務提携を業界他社や異業種企業へ拡大すべく、提携企業と共同でのCD・DVD商品の企画・制作や顧客ニーズを勘案した生活雑貨分野の商品企画などにも取り組んでまいります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (平成29年3月31日現在)

当社グループは、「コンテンツ事業」、「ポイント事業」および「レーベル事業」を主たる業務としております。その概要は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
コンテンツ事業	コンテンツ配信サービス、配信プラットフォーム技術の開発、コンテンツ制作プロデュース
ポイント事業	ポイントサービスの提供等
レーベル事業	ミュージックソフト・ゲームソフト等の制作、宣伝、販売および音楽アーティストのマネジメント

(6) **主要な事業所** (平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (京都市中京区)
南青山オフィス (東京都港区)

② 主要な子会社の事業所

株式会社フェイス・ワンダワークス (東京都港区)
株式会社エンターメディア (東京都港区)
ジャパンミュージックネットワーク株式会社 (東京都港区)
グッディポイント株式会社 (京都市中京区)
日本コロムビア株式会社 (東京都港区)

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末 比増減
コンテンツ事業	155（26）名	△12（△6）名
ポイント事業	23（1）	5（△2）
レベル事業	212（64）	25（20）
合計	390（91）	18（12）

- (注) 1)使用人数は就業人数であり、臨時従業員（契約社員・アルバイト社員・人材会社からの派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
2)使用人数が前連結会計年度末と比べて18名増加いたしましたのは、主として、株式会社ドリーミュージックを連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	37名減	40.8歳	6.3年

- (注) 1)上記には、グループ会社からの出向社員21名が含まれ、臨時従業員（契約社員・アルバイト社員・人材会社からの派遣社員）22名は含まれておりません。
2)使用人数が前連結会計年度末と比べて37名減少いたしましたのは、主としてグループ会社からの出向社員が減少したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入残高	
	当社残高	子会社残高
株式会社三井住友銀行	300百万円	144百万円
三井住友信託銀行株式会社	68百万円	540百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	-	210百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、フランス共和国に現地法人Faith France, SASを設立し、平成28年6月1日から事業を開始しております。
② 当社は、インドネシア共和国に現地法人PT. Faith Neo Indonesiaを設立し、平成28年12月6日から事業を開始しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,900,000株
- ② 発行済株式の総数 11,960,000株
- ③ 株主数 7,224名 (前期末比571名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
平 澤 創	4,763,460株	48.26%
B N Y M T R E A T Y D T T 1 0	594,670	6.02
RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	527,100	5.34
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	356,563	3.61
吉 本 興 業 株 式 会 社	206,870	2.09
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	171,840	1.74
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	135,000	1.36
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	124,100	1.25
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	112,200	1.13
CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	107,805	1.09

- (注) 1) 当社は自己株式 (2,091,180株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2) 持株比率は自己株式 (2,091,180株) を控除して計算しております。
3) 持株比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 澤 創	株式会社八創 代表取締役 株式会社パソナグループ 取締役 日本コロムビア株式会社 取締役会長 株式会社GENESIS 代表取締役 BIC株式会社 取締役 株式会社ドリーミュージック 取締役会長
取 締 役	矢 崎 一 臣	最高技術責任者 東京マルチメディア放送株式会社 取締役
取 締 役	佐 伯 次 郎	最高財務責任者 管理本部長 日本コロムビア株式会社 取締役 株式会社フェイスフューチャーファンド 代表取締役社長
取 締 役	佐 伯 浩 二	
取 締 役	樋 口 泰 行	日本マイクロソフト株式会社 執行役員会長 アスフル株式会社 取締役 東京海上ホールディングス株式会社 取締役
常 勤 監 査 役	土 屋 文 男	
監 査 役	清 水 章	公認会計士 税理士 グッディポイント株式会社 監査役 日本商業開発株式会社 監査役 東銀座監査法人 社員
監 査 役	菅 谷 貴 子	弁護士 (山田・尾崎法律事務所) 学校法人桐蔭学園桐蔭横浜大学大学院法務研究科 准教授 日本コロムビア株式会社 監査役 トーセイ・リート投資法人 監督役員 日通商事株式会社 監査役

(注) 1) 当事業年度中における取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
平澤 創	—	株式会社エンターメディア取締役会長	平成29年3月1日
矢崎 一臣	グッディポイント株式会社代表取締役社長	—	平成28年7月1日
佐伯 浩二	グッディポイント株式会社代表取締役社長	グッディポイント株式会社取締役	平成28年7月1日
樋口 泰行	—	東京海上ホールディングス株式会社取締役	平成28年6月27日
	日本マイクロソフト株式会社代表執行役員会長	日本マイクロソフト株式会社執行役員会長	平成28年7月1日
清水 章	—	東銀座監査法人社員	平成28年7月1日
菅谷 貴子	—	日通商事株式会社監査	平成28年6月29日

- 2) 代表取締役社長平澤創氏は、平成29年4月1日付で株式会社エンターメディア取締役会長、平成29年5月15日付で株式会社ワクワワークス取締役会長にそれぞれ就任しております。
- 3) 取締役樋口泰行氏は、平成29年3月31日付で日本マイクロソフト株式会社執行役員会長を退任し、平成29年4月1日付でパナソニック株式会社専務役員コネクティッドソリューションズ社社長に就任しております。
- 4) 取締役樋口泰行氏は、社外取締役であります。
- 5) 監査役清水章氏および監査役菅谷貴子氏は、社外監査役であります。
- 6) 監査役清水章氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7) 当社は、取締役樋口泰行氏および監査役清水章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 8) 当社は、取締役樋口泰行氏、監査役土屋文男氏、監査役清水章氏および監査役菅谷貴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を法令に定める最低責任限度額を限度として締結しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	99百万円
監 査 役	3名	12百万円
合 計 (うち社外役員)	8名 (3)	111百万円 (9)

- (注) 1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2) 取締役の報酬限度額は、平成13年3月15日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
 3) 監査役の報酬限度額は、平成13年3月15日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 状 況
取 締 役	樋 口 泰 行	日本マイクロソフト株式会社 執行役員会長 アスクル株式会社 取締役 東京海上ホールディングス株式会社 取締役
監 査 役	清 水 章	公認会計士 税理士 グッディポイント株式会社 監査役 日本商業開発株式会社 監査役 東銀座監査法人 社員
監 査 役	菅 谷 貴 子	弁護士（山田・尾崎法律事務所） 学校法人桐蔭学園桐蔭横浜大学大学院法務研究科 准教授 日本コロムビア株式会社 監査役 トーセイ・リート投資法人 監督役員 日通商事株式会社 監査役

- ・ 取締役樋口泰行氏が兼職している日本マイクロソフト株式会社、アスクル株式会社および東京海上ホールディングス株式会社と当社との間には、重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役清水章氏が兼職しているグッディポイント株式会社は当社の子会社であり、当社と同社との間には取引関係があります。また、同氏が兼職している日本商業開発株式会社および東銀座監査法人と当社との間には、重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役菅谷貴子氏が兼職している日本コロムビア株式会社は当社の子会社であり、当社と同社との間には取引関係があります。また、同氏が兼職している学校法人桐蔭学園桐蔭横浜大学大学院、トーセイ・リート投資法人および日通商事株式会社と当社との間には、重要な取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	樋 口 泰 行	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席。報告事項や決議事項について、経験豊富な経営者の観点から有用なご指摘、ご意見をいただいております。
監 査 役	清 水 章	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また監査役会13回のうち13回に出席。公認会計士および税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から有用なご指摘、ご意見をいただいております。
監 査 役	菅 谷 貴 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また監査役会13回のうち13回に出席。弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から有用なご指摘、ご意見をいただいております。

3) 当社の子会社からの報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役1名が当社子会社である日本コロムビア株式会社から受けている役員報酬等の総額は3百万円であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2) 監査役会は、日本監査役協会の実務指針を参考にして、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

- ① 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の代表取締役は、当社グループの企業理念、倫理方針およびコンプライアンス行動基準を策定し、当社グループ内に推進・定着させるとともに、自らかかる企業理念等に則した経営に率先して取り組んでまいります。
 - 2) 上記企業理念等に沿った当社グループ全体のコーポレートガバナンス体制の構築と徹底を図るため、内部統制委員会を設置しております。
 - 3) 当社に内部監査室を置き、当社グループ全体について、各子会社の規模、業態に応じて業務の適正性を監査しております。また、公正性・客観性を確保するために外部機関を通じた監査も実施しております。
 - 4) 当社グループ外有識者により構成される「アドバイザリー・ボード（経営諮問委員会）」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の向上と事業戦略決定プロセスの強化を図っております。
 - 5) 当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化と徹底を図るため、当社の代表取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。
 - 6) 当社グループ内における法令違反その他のコンプライアンス違反を匿名でも実名でも申告、相談できる「内部通報制度」を構築し、当社内および当社グループ外に窓口を設置しております。
 - 7) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することをコンプライアンス行動基準に定め、不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 総務部担当役員は、法令および文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに適切に保存し、かつ管理することとしております。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類等
 - ・ その他経営上重要な文書
 - 2) 総務部担当役員は、上記1)に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理することとしております。
 - 3) 総務部担当役員は、取締役および使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導することとしております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、当社グループ全体の事業活動に潜在する様々なリスクの管理について定めるリスク管理規程を策定し、各子会社の規模、業態に応じて当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を構築することとしております。

- 2) 大規模な事故、災害等が発生した場合や緊急時には、事業の継続を確保するための体制を整備することとしております。
 - 3) 経営に重大な影響をもたらす事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じることとしております。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社グループは、取締役会を原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項について決定しております。
 - 2) 当社は、事業の多様化に伴い、職務分掌や決裁権限を明確にするため稟議規程、職務権限規程および指揮命令系統を整備し、子会社においてもこれに準拠した体制を構築することとしております。
 - 3) 当社は、社外取締役を置き、職務執行の公正性・客観性を確保することとしております。
 - 4) 当社は、取締役が迅速に意思決定し、経営の監督に注力できるよう執行役員制度を活用することとしております。
 - 5) 当社は、原則、毎月開催される経営会議（構成員：取締役、執行役員等）において、経営上、重要な事項を協議、検討することとしております。
- ⑤ 次に掲げる体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、当社グループ各社に対して経営内容に関する当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社グループ各社の状況に応じて必要な運営管理および支援業務を行うこととしております。
 - 2) 重要な子会社に対しては、当社の役員および使用人を当該子会社の取締役および監査役として派遣し、当該子会社を管理、監督することとしております。
 - 3) 当社グループの企業理念および倫理方針を共有し、これを推進、定着させるとともに、当社の「内部通報制度」を当社グループにおいても導入し、当社グループのコンプライアンス体制を確保することとしております。
 - 4) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容を定期的に報告させ、重要案件については事前に協議を行うこととしております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役は、その職務を補助する使用人を配置することとしております。
 - 2) 上記使用人は、当該補助業務に限っては監査役の指揮命令に服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないこととしております。
 - 3) 取締役からの独立性を確保するため、上記使用人の人事考課は監査役が行い、その任命、異動等については監査役の同意を得ることとしております。
 - 4) 上記使用人は、監査役がその職務を補助する業務の遂行にあたり、必要な情報のすべてを収集できるものとしております。

- ⑦ 当社グループの取締役・監査役等および使用人（以下、あわせて「当社グループ役職員」といいます）が当社の監査役に報告をするための体制
- 1) コンプライアンスおよびリスクに関する事項等、当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した当社グループ役職員、またはこれらの者から報告を受けた当社グループ役職員は、当社の監査役に対してただちに報告することとしております。
 - 2) 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとしております。
 - 3) 内部統制委員会、内部監査室およびコンプライアンス委員会は、その職務の内容に応じ、当社の監査役に対して随時報告を行うこととしております。
 - 4) コンプライアンス委員会は、当社の監査役から、当社グループ役職員からの内部通報の状況について報告を求められた場合には、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底しております。
- ⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社所定の手続により当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の仕事の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ⑩ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議に出席（第6項に定める使用人による代理出席を含む）することができるほか、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができます。
 - 2) 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法および結果について報告を受け、意見を交換することとしております。
 - 3) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図ることとしております。
 - 4) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との間で情報交換を行い、助言を受けることとしております。
 - 5) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施することとしております。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法および関係諸法令等に基づき、財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告が有効かつ適切に行われるような内部統制システムを構築・整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス

- 1) コンプライアンス委員会において、当社グループ内で発見された法令違反・不正行為等の是正措置や再発防止措置等を検討および策定しております。
- 2) 相談および通報窓口である「内部通報制度」の運営状況は、コンプライアンス委員会において報告しております。
- 3) 当社グループ役職員の行動基準として「フェイス・グループ・コンプライアンス行動基準」を定め、遵守事項の周知徹底、助言、指導などの活動を行っております。

② リスク管理

- 1) 当社グループの危機管理に関する基本的事項について、リスク管理規程に定めております。
- 2) 不測の事態が生じた場合、事実関係の調査および評価を行い、その結果を受けて、代表取締役社長を本部長とする危機対策本部を設置し、その対応策等の検討や審議を行うこととしております。
- 3) 緊急連絡先への通報制度を構築し、リスクを一元的に収集・分類することで危機管理に必要な体制を整備しております。

③ グループ管理

- 1) 関係会社管理規程に従い、当社のグループ経営企画室が中心となって定期的にグループ会社の業務運営を監督し、適正な管理を実施しております。
- 2) 当社グループにおける経営戦略・方針の策定および企業集団としてのシナジーに関する検討を行うため、常勤取締役、執行役員、幹部職員および各子会社の社長が出席するグループ戦略会議を実施しております。

④ 取締役の職務執行

- 1) 当社グループの内部統制システムの整備・運用状況について、内部統制委員会がモニタリングを実施し、その評価結果を最高財務責任者に報告しております。当事業年度におきまして、開示すべき重要な不備は発見されておられません。
- 2) 取締役の迅速な意思決定と機能強化を目的として、執行役員制度を導入するとともに、社外取締役を登用し、職務執行の公正性および客観性を確保しております。
- 3) 当事業年度におきまして、取締役会を14回、経営会議を12回開催いたしました。

⑤ 監査役

- 1) 監査役は、取締役会や経営会議等重要な会議への出席のほか、当社の代表取締役社長や会計監査人、内部監査室、当社グループ会社の取締役および監査役等との間で定期的に情報交換を行うことにより、取締役の職務の執行について監査をしております。
- 2) 当事業年度におきまして、監査役会は13回開催し、監査役相互による意見交換を行っております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,876,055	流動負債	7,560,185
現金及び預金	14,268,853	支払手形及び買掛金	1,233,646
受取手形及び売掛金	2,659,104	短期借入金	852,119
有価証券	230,572	リース債務	6,582
商品及び製品	561,536	未払金	1,447,152
仕掛品	356,686	未払費用	2,756,629
原材料及び貯蔵品	49,983	未払法人税等	327,800
未収還付法人税等	27,454	賞与引当金	78,300
繰延税金資産	100,976	ポイント引当金	43,570
その他	639,750	返品調整引当金	96,748
貸倒引当金	△18,863	その他	717,634
固定資産	8,083,496	固定負債	1,332,787
有形固定資産	2,831,617	長期借入金	464,530
建物及び構築物	1,160,821	退職給付に係る負債	621,382
機械装置及び運搬具	19,979	リース債務	1,446
工具器具備品	141,336	繰延税金負債	195,107
リース資産	7,795	その他	50,320
土地	1,501,684	負債合計	8,892,972
無形固定資産	2,689,188	純資産の部	
のれん	1,833,611	株主資本	15,838,131
リース資産	424	資本金	3,218,000
ソフトウェア	441,953	資本剰余金	3,705,680
その他	413,200	利益剰余金	11,953,901
投資その他の資産	2,562,690	自己株式	△3,039,450
投資有価証券	2,137,412	その他の包括利益累計額	214,381
繰延税金資産	26,208	その他有価証券評価差額金	267,014
その他	718,609	為替換算調整勘定	△11,513
貸倒引当金	△319,539	退職給付に係る調整累計額	△41,119
資産合計	26,959,552	新株予約権	15,691
		非支配株主持分	1,998,376
		純資産合計	18,066,579
		負債・純資産合計	26,959,552

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成28年 4月1日から
平成29年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		20,795,074
販売費		12,528,057
営業		8,267,016
営業外		6,509,223
受取		1,757,793
受取	1,311	
受取	5,137	
受取	36	
受取	23,921	
受取	22,680	
受取	10,816	63,903
受取	11,045	
受取	1,784	
受取	86,238	
受取	174,469	
受取	9,156	282,693
受取		1,539,004
受取	224,236	
受取	19,845	
受取	27,043	271,125
受取	80,324	
受取	9,919	
受取	10,140	100,383
受取	430,540	1,709,746
受取	△98,908	331,632
受取		1,378,113
受取		806,175
受取		571,938

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日 期首残高	3,218,000	3,707,197	11,480,657	△3,038,502	15,367,352
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△98,694		△98,694
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,517			△1,517
親会社株主に帰属する当期純利益			571,938		571,938
自己株式の取得				△947	△947
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1,517	473,243	△947	470,778
平成29年3月31日 期末残高	3,218,000	3,705,680	11,953,901	△3,039,450	15,838,131

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
平成28年4月1日 期首残高	198,282	△8,446	△928	188,908	42,734	1,230,815	16,829,810
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△98,694
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△1,517
親会社株主に帰属する当期純利益							571,938
自己株式の取得							△947
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	68,731	△3,067	△40,191	25,473	△27,043	767,560	765,990
連結会計年度中の変動額合計	68,731	△3,067	△40,191	25,473	△27,043	767,560	1,236,769
平成29年3月31日 期末残高	267,014	△11,513	△41,119	214,381	15,691	1,998,376	18,066,579

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- 1) 連結子会社の数 21社
- 2) 主要な連結子会社の名称 株式会社フェイス・ワンダワークス
グッディポイント株式会社
株式会社エンターメディア
日本コロムビア株式会社
ジャパンミュージックネットワーク株式会社

② 非連結子会社の状況

- 1) 主要な非連結子会社の名称 Rightsscale USA, Inc.
- 2) 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- 1) 持分法適用の関連会社の数 4社
- 2) 主要な持分法適用関連会社の名称 株式会社リンク・エンタテインメンツ
TOKYO SMARTCAST株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- 1) 主要な会社の名称 Rightsscale USA, Inc.
- 2) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

株式会社ドリーミュージック及び同子会社2社については、当連結会計年度において新たに株式会社ドリーミュージックの株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

株式会社フライングペンギンズは、当連結会計年度において株式を追加取得したため、第3四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。

Faith France, SAS及びPT. Faith Neo Indonesiaは、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

株式会社フライングペンギンズは、株式を追加取得し連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲より除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちFaith France, SAS及びPT. Faith Neo Indonesiaの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(6) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) その他有価証券

・ 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

・ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2) たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・ 商品及び製品 当社及び一部の連結子会社は主として総平均法に、その他の連結子会社は主として先入先出法によっております。

・ 仕掛品 当社及び一部の連結子会社は個別法に、その他の連結子会社は主として総平均法によっております。

・ 原材料及び貯蔵品 主として総平均法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。

(ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～50年
機械装置及び運搬具	2～12年
工具器具備品	2～20年

- 2) 無形固定資産 定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。
（リース資産を除く）
- 3) リース資産
- a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
定額法によっております。なお、主な耐用年数は5年であります。
 - b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 2) ポイント引当金 ポイント利用による費用負担に備えるため、発行済ポイントの未交換残高について、将来利用されると見込まれる所要額をポイントの回収実績率に基づいて計上しております。
 - 3) 賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - 4) 返品調整引当金 将来の返品による損失に備えるため、総売上高に対する返品実績率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
- a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作ソフトウェア
進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - b. その他の受注制作ソフトウェア
完成基準
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、5年間及び20年間で均等償却することとしております。また、持分法適用会社に対する投資と資本との差額（のれん相当額）については、発生後5年以内で均等償却することとしております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該勘定が生じた期に一括償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 1) 退職給付に係る会計処理の方法 当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。
その他の連結子会社は次の方法によっております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度より費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。
- 2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- 3) 連結納税制度の適用 一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお当連結会計年度において損益に与える影響額は軽微であります。

3. 追加情報に関する注記

（株式交換契約の締結）

当社および日本コロムビア株式会社（以下「日本コロムビア」といいます。）は、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社および日本コロムビアは、急速に変化していく事業環境の中で、資本金・事業面の一元化を進め、両社の技術・人材を効率的に活用していくことを目指しています。本株式交換により、ユーザーサイドとアーティスト等のコンテンツ制作者サイド双方に対して新たな事業手法を導入していくために必要な投資を、機を逸することなく果敢に行い、これまで以上に新たなサービス・新市場を創出して両社の企業価値をさらに向上させてまいります。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本株式交換契約締結日（両社）	平成29年3月28日
本株式交換契約承認時株主総会開催日（日本コロムビア）	平成29年6月23日（予定）
本株式交換契約承認時株主総会開催日（当社）	平成29年6月29日（予定）
最終売買日（日本コロムビア）	平成29年7月26日（予定）
上場廃止日（日本コロムビア）	平成29年7月27日（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	平成29年8月1日（予定）

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	日本コロムビア (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,900,834株（予定）	

（注1）本株式交換に係る割当比率:日本コロムビアの株式1株に対して、当社の株式0.59株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する株式数:当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が日本コロムビア株式（ただし、当社が保有する日本コロムビア株式は除きます）の全てを取得する直前時における日本コロムビア株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、保有する日本コロムビア株式に代えて、保有する日本コロムビア株式の数の合計に0.59を乗じて得た数の当社株式を交付いたします。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率の算定に当たっては、当社は、第三者算定機関として野村証券株式会社を、また、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、一方、日本コロムビアは、第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティングを、また、法務アドバイザーとして岩田合同法律事務所を選定しました。

野村証券株式会社は、当社および日本コロムビアの双方について、市場株価平均法およびDCF法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

株式会社プルータス・コンサルティングは、当社および日本コロムビアの双方について、市場株価法、類似会社比較法およびDCF法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

これらの算定結果および法務アドバイザーの助言を参考に、当事者間で協議し株式交換比率を決定いたしました。

④ 利益相反を回避するための措置

日本コロムビアは、本株式交換が日本コロムビアの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、当社および日本コロムビアから独立した外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、本株式交換に応じることが日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問しました。手続き上の利益相反回避措置の説明、算定結果その他の検討資料を前提として、日本コロムビアが本株式交換に応じることが日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を第三者委員会より受領しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

売掛金

83,310千円

担保に係る債務

短期借入金

50,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,450,594千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11,960千株	－千株	－千株	11,960千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

1) 平成28年6月29日開催の第24期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 49,348千円
- ・ 1株当たり配当金額 5円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月30日

2) 平成28年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 49,346千円
- ・ 1株当たり配当金額 5円
- ・ 基準日 平成28年9月30日
- ・ 効力発生日 平成28年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成29年6月29日開催の第25期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 49,344千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 5円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画及び事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達し、資金運用については、主に安全性の高い金融資産（定期預金又は国債等）で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、為替相場変動、金利変動リスクを回避する目的で行い、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リースに係るリース債務は主に設備投資及び運転資金の調達を目的とした資金調達であります。

デリバティブ取引は全く行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、毎月、取引先ごとに期日及び残高を経理部で管理するとともに、滞留債権については、関係部署に迅速に連絡し、適切に対処方法を検討しております。有価証券及び投資有価証券は、定期的の時価や発行体の財務状況を把握し、モニタリングしております。

借入金は、借入金額、資途及び利率等の条件全てについて取締役会の承認を得ることになっております。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,268,853	14,268,853	－
(2) 受取手形及び売掛金(*1)	2,640,240	2,640,240	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	666,052	666,052	－
資産計	17,575,147	17,575,147	－
(1) 支払手形及び買掛金	(1,233,646)	(1,233,646)	－
(2) 未払金	(1,447,152)	(1,447,152)	－
(3) 未払費用	(2,756,629)	(2,756,629)	－
(4) 短期借入金	(852,119)	(852,119)	－
(5) 長期借入金	(464,530)	(459,110)	5,419
負債計	(6,754,078)	(6,748,659)	5,419

(*1) (2) 受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額は対応する貸倒引当金(18,863千円)控除後の金額を記載しております。

(*2) 負債に計上しているものは()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用並びに(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	1,701,932

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超(千円)
現金及び預金	14,268,853	—	—
受取手形及び売掛金	2,640,240	—	—
合計	16,909,094	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において当社及び一部の連結子会社で使用し、一部を賃貸している不動産を所有しておりますが、重要性がないため注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,626円59銭
(2) 1株当たり当期純利益 57円95銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している株式が存在しないため、記載しておりません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,855,566	流 動 負 債	619,721
現金及び預金	6,172,877	買掛金	85,539
売掛金	257,426	短期借入金	105,000
有価証券	230,572	未払金	304,609
商品及び製品	5,246	未払法人税等	24,152
前払費用	41,400	未払費用	12,511
短期貸付金	115,130	預り金	14,382
その他	100,007	賞与引当金	68,537
貸倒引当金	△67,095	その他	4,989
固 定 資 産	8,449,006	固 定 負 債	468,754
有形固定資産	2,651,571	長期借入金	263,750
建物	1,061,692	繰延税金負債	132,482
構築物	3,772	退職給付引当金	68,270
車両運搬具	4,319	その他	4,252
工具器具備品	80,890	負 債 合 計	1,088,476
土地	1,500,895	純 資 産 の 部	
無形固定資産	443,223	科 目	金 額
のれん	1,416	株 主 資 本	13,950,317
ソフトウェア	269,646	資 本 金	3,218,000
電話加入権	1,584	資 本 剰 余 金	3,708,355
その他	170,575	資 本 準 備 金	3,708,355
投資その他の資産	5,354,212	利 益 剰 余 金	10,063,413
投資有価証券	1,621,227	利 益 準 備 金	1,500
関係会社株式	3,546,404	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,061,913
長期貸付金	88,773	別 途 積 立 金	4,500,000
その他	145,929	繰 越 利 益 剰 余 金	5,561,913
貸倒引当金	△48,124	自 己 株 式	△3,039,450
資 産 合 計	15,304,573	評 価 ・ 換 算 差 額 等	265,778
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	265,778
		純 資 産 合 計	14,216,096
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,304,573

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,817,098
売上原価	1,575,091
販売費及び一般管理費	1,242,007
営業利益	1,238,620
営業外収益	3,386
受取利息	3,616
受取配当金	306,246
投資事業組合運用益	23,921
雑収入	4,217
営業外費用	338,002
支払利息	1,922
有価証券評価損	7,438
貸倒引当金繰入額	52,026
為替差損	805
雑支出	277
経常利益	62,470
特別損失	278,918
固定資産処分損	78,763
関係会社株式評価損	196,224
減損	9,919
当期純損失	284,907
税引前当期純損失	5,988
法人税、住民税及び事業税	5,014
法人税等調整額	15,625
当期純損失	26,629

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積 立	途 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
平成28年4月1日期首残高	3,218,000	3,708,355	3,708,355	1,500	4,500,000	5,687,237	10,188,737	△3,038,502	14,076,589
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△98,694	△98,694		△98,694
当期純損失						△26,629	△26,629		△26,629
自己株式の取得								△947	△947
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△125,323	△125,323	△947	△126,271
平成29年3月31日期末残高	3,218,000	3,708,355	3,708,355	1,500	4,500,000	5,561,913	10,063,413	△3,039,450	13,950,317

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日期首残高	197,524	197,524	14,274,113
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△98,694
当期純損失			△26,629
自己株式の取得			△947
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	68,254	68,254	68,254
事業年度中の変動額合計	68,254	68,254	△58,017
平成29年3月31日期末残高	265,778	265,778	14,216,096

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

1) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

2) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ たな卸資産

商品及び製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。(ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～20年

車両運搬具 2～6年

工具器具備品 2～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお主な耐用年数は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定に当たっては、自己都合要支給額をとる簡便法によっております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
 - ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作ソフトウェア進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ② その他の受注制作ソフトウェア完成基準
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお当事業年度において損益に与える影響額はありません。

3. 追加情報

（株式交換契約の締結）

当社および日本コロムビア株式会社は、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。詳細につきましては、連結計算書類―連結注記表「3. 追加情報に関する注記」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,165,276千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 - ① 短期金銭債権 239,578千円
 - ② 長期金銭債権 88,773千円
 - ③ 短期金銭債務 37,426千円
 - ④ 長期金銭債務 675千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	1,283,832千円
② 仕入高	123,774千円
③ 営業取引以外の取引高	4,136千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,090,390株	790株	－株	2,091,180株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の売上高認識額	47,201千円
賞与引当金	21,088千円
退職給付引当金	20,849千円
貸倒引当金	35,187千円
投資有価証券評価損	469,368千円
関係会社株式評価損	881,977千円
関係会社からの配当	49,512千円
減損損失	26,341千円
税務上の繰越欠損金	338,732千円
その他	58,844千円
繰延税金資産小計	1,949,105千円
評価性引当額	△1,949,105千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△116,856千円
その他	△15,625千円
繰延税金負債合計	△132,482千円
繰延税金負債の純額	△132,482千円

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債 △132,482千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	株式会社フェイス・ ワンダワークス	直接100%	業務提携 契約	業務委託料 の受取(注1)	1,037,884	売掛金	89,390

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引金額は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,440円51銭

(2) 1株当たり当期純損失 2円70銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については当期純損失であるため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社フェイス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北池 晃一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フェイスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フェイス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は、平成29年3月28日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、日本コロムビア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社フェイス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北池 晃一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェイスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は、平成29年3月28日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、日本コロムビア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社フェイス 監査役会

常勤監査役 土屋 文 男 ㊟

社外監査役 清 水 章 ㊟

社外監査役 菅 谷 貴 子 ㊟

以 上